

令和２年６月定例県議会の概要について

各課共通

令和２年７月

## 令和2年6月定例県議会の概要について

### 概 要

#### 「一般質問」での教育委員会関係の主な質疑応答

##### 徳永 達也 議員

新型コロナウイルス感染症について ～「教育面の影響と対策について」～

(1) GIGA スクール導入の進捗状況について伺いたい。

(教育長答弁)

国のGIGAスクール構想の目的は、高速通信ネットワーク及び小中学生の1人1台端末等のICT環境を一体的に整備することにより、学校における学習活動の一層の充実を図るものであります。

まず、高速通信ネットワークについては、必要な全ての公立小・中・高等学校及び特別支援学校で、今年度中に整備が完了する見込みであります。

次に、端末につきましては、県立中学校及び特別支援学校小・中学部の約2,000台について、今年度中に調達が見込みです。市町立小中学校では、国の補助により前倒しで導入する約88,000台について、今年度中に調達できるよう、市町において事務が進められているところであります。また、国の地方財政措置を活用する端末整備についても、市町の年次計画のもと適宜、進められる予定です。

なお、国におきましては、需要見込みについて随時情報をメーカーと共有し、自治体に確実に端末を提供できるよう、働きかけていると聞いております。

(2) 次に学校が休業となり学校に登校しての授業ができなくなった場合、どのように児童生徒の学習機会の確保を考えているか伺いたい。

(教育長答弁)

今後、臨時休業となった場合には、小・中学校においては、前回休業時の経験を生かして、教科書を使って自分で学習に取り組むことのできる課題を計画的に課すとともに、分散による登校日の設定、家庭訪問や電話連絡などによる支援を行いながら、学習機会の確保を図っていくことが必要であると考えております。

また、ICTを活用した学習支援についても、家庭のパソコンやスマートフォン等の活用をお願いしたり、学校の端末を貸し出したりするなど、可能な取組から着手するよう、市町教育委員会に働きかけてまいります。

高校においては、基本的に生徒の実態に応じて作成した課題プリントを活用することで学習機会の確保及び学習保障を行ってまいります。さらに、学習効果を上げるためにテレビ会議システム等を活用して、オンライン上で生徒の学習支援ができるよう準備を進めているところです。具体的には、生徒の端末の有無や家庭の通信環境等、各学校の実情に合わせて、学習動画や課題の配信、ビデオ通話を活用した個人の質問への回答やグループでの学習活動等を行ってまいります。

(3) 学校再開にあたり、様々な悩みや不安が生まれることが十分に考えられるが、児童生徒の心のケア等についてはどのように対応しているか伺いたい。

(教育長答弁)

学校における長期休業明けのこの時期は、学習をはじめ、学校生活への不安が生まれ、心の揺れが大きくなることが懸念されます。そのため、学校再開後の早い段階で面談等を実施し、児童生徒の悩みや健康状態の把握に努めるよう、学校等へ通知をしております。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる支援につきましても、4月に予算増額補正によって、希望する全ての学校へ追加配置し、教職員と一体となった組織的な対応の強化を進めているところであります。

(4) 現時点で高校では求人の情報をどのように把握して、どのような進路指導を行っているのか伺いたい。

(教育長答弁)

緊急事態宣言の発出により、例年、年度当初に行っている高校からの企業訪問が実施できなかったことに加え、企業側も学校を訪問することができなかったため、校内においてオンラインでの企業説明会を開催したり、企業が作成したビデオを視聴させたりするなど、できることを工夫しながら生徒に情報を提供し、進路について考える機会を作ってまいりました。また、学校では例年以上に個人面談の回数を増やすなど、生徒の不安の払拭にも努めてまいりました。

5月下旬からは、まず県内に限って企業訪問や企業による学校訪問を開始し、進路指導担当教員やキャリアサポートスタッフ等が今年度の採用計画等の情報収集を行っております。

さらに、6月11日に厚生労働省から今年度の高校生の採用選考開始日を9月16日から1か月遅らせるとの発表がありましたので、生徒たちには企業見学会などを通して臨時休業等で十分にできなかった企業研究を行わせたり、選考に向けた手厚い面接指導を行ったりするなど進路実現に努めてまいります。

(5) 高校生に対しても小中学生と同様に1人1台のパソコンを所持させるべきではないか。

(教育長答弁)

これから高校に入学する生徒たちは、小・中学校時代にパソコン等を活用して学習してくることになります。また令和4年度から高校に導入される新しい学習指導要領において、情報活用能力が「学習の基盤として必要な資質・能力である」と位置づけられていることなどから、高校においても1人1台の端末は必要であると考えております。そのため、端末の種類や導入時期、また整備の仕方や活用方法など他県を参考にし、論点を整理しながら検討したいと考えております。

**前田 哲也 議員**

教育行政・医療福祉行政の充実について ～「教育のICT化と外部人材の活用」～

(1) オンライン教育に対する認識と今後の取組について伺いたい。

(教育長答弁)

オンライン教育は、学習の可能性を広げる上で有効であります。特に臨時休業等には、家庭と繋がることで、生活状況の把握や家庭学習の支援などの活用が期待できると考えております。一方、長時間の学習への集中など指導上の課題がありますし、また、家庭の通信環境が必要であるということでもあります。現在、各市町ではネットワーク環境の調査に着手しております。

今後、この結果を踏まえて、県教育委員会では、これらの可能性や課題を踏まえた上で、オンライン教育を含むICT教育を県全体で推進するために、大学や民間等の助言や協力を得ながら新たに協議会を立ち上げて、市町を支援していきたいと考えております。

**堤 典子 議員**

新型コロナウイルス感染拡大防止の取組について ～「教育現場の取組について」～

(1) 感染防止の取組について

マスクや消毒液などを備えておく必要があると思うが、対策について伺いたい。

(教育長答弁)

学校での感染症対策として、県教育委員会では備蓄用のマスクを、全ての公立学校に対し配布をいたしました。また、県立学校においては、国の学校保健特別対策事業費補助金を活用し、非接触型の体温計をはじめ消毒液や石鹸等の保健衛生用品について、予算措置をしたところであります。

なお、同補助金については、各市町も対象となることから、それぞれの状況に応じた衛生環境が整えられるものと考えております。

夏にマスクを着用して授業を行うと熱中症の危険性が大きくなるが、対策について伺いたい。

(教育長答弁)

熱中症予防につきましては、こまめに水分補給することや、空調設備を活用して室内の温度を適切に管理するなど、これまでの対策を徹底することが重要と考えております。そのような中、新型コロナウイルス感染拡大防止対策としてのマスクの着用については、気

候の状況等により熱中症などの健康被害が発生する可能性が高い場合、児童生徒間の距離を十分に保ったうえで、マスクを外す対応をするよう通知いたしました。

運動会等の学校行事や宿泊を伴う修学旅行が実施されるが、3密対策について伺いたい。

(教育長答弁)

現在、各学校では、3密を避けるなどの感染症対策に万全を期しているところですが、今後実施される学校行事についても、様々な工夫が検討されております。例えば、運動会等の実施にあたっては、児童生徒同士の接触の少ない種目でプログラムを構成したり、学年ごとに分散して練習したりするなどの対策が考えられます。その上で、保護者や地域住民など、学校外の方々の来校に関しては、学校の規模にもよりますが、実態に応じて、一部、制限を行うことも検討されております。

また、修学旅行につきましても、宿泊施設の部屋割りを見直したり、分散して食事や見学を行ったりするなどの対策に努めながら実施することとしております。

例年通りの学校行事の実施は、難しい状況にありますが、児童生徒の成長のためには、柔軟に対応しながら可能な限り感染リスクの低減を図り、教育活動を充実させていくことが肝要であると考えています。

(2) 学習の遅れを取り戻すための取組について

夏休み中の学習の取組について伺いたい。

(教育長答弁)

児童生徒にとって、夏休みは意義深いものであり、夏休みだからこそできる体験や様々な人々とのふれあい等があるかと考えます。しかしながら、本来であれば学び終わっているはずの内容を指導したり、学習内容を十分に定着させたりすることは、優先すべきことであり、夏季休業中の一定の授業日設定は、やむをえないことと考えております。県教育委員会といたしましては、夏季休業中に授業を実施する場合は、児童生徒や教職員の負担が過重とならないよう、引き続き市町教育委員会を通して、各学校に指導してまいりたいと考えております。

夏休みに授業を実施すると、教職員の負担の増大が懸念されるが、このことについての考えを伺いたい。

(教育長答弁)

県教育委員会が、例年、夏季休業中に開催している教員研修については、一部を中止または延期といたしました。また、実施する研修については、ウェブを活用したり、規模を縮小したりするなどの配慮をいたします。なお、各市町教育委員会においても、県教育委員会と同様の対応をとるとの報告を受けております。

また、夏季休業中の学校閉庁期間については、例年どおり設定し、教員が心身のリフレッシュを図れるよう努めてまいります。

(3) 教育環境の整備について伺いたい。

(教育長答弁)

児童・生徒の学びの保障や教職員の働き方改革の実現のためには、教職員の定数の改善や義務教育費国庫負担制度等による確実な財源保障は非常に重要なものと考えております。これまで、政府施策要望をはじめ、様々な機会でご国への要望を行っておりますが、学校が抱える複雑かつ多様な教育課題に対応するためには、必要不可欠な要素でありますので、今後も引き続き、機会を捉えて国に働きかけてまいります。

#### 松本 洋介 議員

休校後における児童生徒の対応について

(1) 休校による学習の遅れについて

休業中の学習の遅れへの対応について伺いたい。

(教育長答弁)

現在、県内の小・中学校においては、臨時休業にかかる学習の遅れを本年度中に取り戻すべく、行事の精選、学習内容の見直し、夏季休業中の授業日設定等の対策を講じ、懸命に取り組んでいるところであります。なお、指導に当たっては、通常実施する授業中の確かめや定期考査の実施に加えて、7月中に実施する県学力調査をはじめ、各種学力調査の活用を図るなど、あらゆる方法で、すべての児童生徒の学力の定着状況を的確に把握することが大切であると考えております。その上で、遅れが見られる児童生徒には、個々に応じた学習プリントを準備したり、放課後や夏季休業中に個別に指導したりするなど、丁寧に対応していくこととしております。

夏休み中のインターネットを活用した学習についての考えを伺いたい。

(教育長答弁)

臨時休業に伴う学習の遅れにつきましては、各学校における取組で十分に補えるものと考えております。その上で、夏季休業中に各家庭のテレビやインターネットを活用し、自主的な学習に取り組むことも学びを深めるという点で、有効であると考えます。

県教育委員会としましては、児童生徒が自主的な学習に利用できるコンテンツをまとめ、各学校へ周知するとともに、「学び直し動画」を動画配信サイトで広く一般に公開するなど、必要に応じて活用することができるよう、支援しているところであります。

(2) 受験生への対応について

「新たな公立高等学校入学者選抜入試制度導入とコロナによる影響について」  
改善される公立高等学校入学者選抜の目的等について伺いたい。

(教育長答弁)

今回の入学者選抜改善の目的は、受験生が主体的に学校を選ぶことができ、受験生の学び意欲や多様な能力を評価できるようにすることです。前期特色選抜を導入したことにより、これまでの推薦入試と異なり、生徒は中学校長の推薦がなくても受験することが可能となります。各校が、求める生徒像及び選抜方法を示しているため、受験生は自らの強みを生かして、主体的に学校・学科・コースを選ぶことができるというメリットがあります。また、意欲ある生徒が入学することで、高等学校の特色化・魅力化につながるものと考えております。

オープンスクール等が延期されるとのことだが、受験制度の説明の在り方について伺いたい。

(教育長答弁)

オープンスクールにつきましては、各学校の特色や魅力を発信し、入学者選抜の方法等について説明するための大変重要な機会だと考えております。今年度については、コロナウイルス感染防止のため7月までは実施を見合わせておりますが、8月以降、多くの学校で、時間帯や期日を分けて実施するなど、「3密」を避けた感染防止対策を講じた上で、順次開催するよう計画しております。

今後、臨時休業となった場合、中学3年生への受験上の配慮について伺いたい。また、受験会場でのコロナウイルス対策等について伺いたい。

(教育長答弁)

今後の臨時休業の可能性も想定して、令和3年度長崎県公立高等学校入学者選抜における学力検査の出題範囲の縮小も含め検討しているところです。現在、各市町教育委員会等、関係機関の意見を伺っておりますので、7月中には方向性を示したいと考えております。

入試当日の感染防止対策については、今年3月に行ったように、マスク着用の励行、検査場における「3密」の回避、消毒の徹底等を図ってまいります。また、発熱等の症状のある受験生については、別室での受験も可能です。さらに、当日受験できない生徒については、追検査を受ける機会を設けるなどの対応をしてまいります。

**下条 博文 議員**

冬季の全国における高校生のスポーツ大会開催について

( 1 ) 全国高総体や夏の甲子園など多くの全国大会が中止となったが、どのような判断で開催されなかったのか伺いたい。

( 教育長答弁 )

本県の高校生が、全国の舞台で、活躍する機会が失われたことは大変残念であります。大会が中止となった主な理由としては、競技中だけでなく、選手をはじめ関係者の移動時や宿泊先での安全、安心の確保が困難であることや、練習不足による怪我のリスクが高まっていることがあげられております。加えて、大会を延期した場合には、3年生の進学や就職、学校行事等に影響を与えることから、苦渋の決断がなされたものと思っております。

( 2 ) 県高総体や県高校野球大会に代わる大会の実施状況について伺いたい。

( 教育長答弁 )

県高総体の代替大会については、現在、11競技で計画・実施され、その他の競技についても、近隣校による交流戦などが行われております。また、高校野球については、トーナメント形式で実施されることになっております。

開催にあたっては、競技会場や競技特性に応じて、応援者の入場制限を設けるなど、感染予防・感染拡大防止の取組を講じたうえで実施されます。

( 3 ) 今後、冬の全国大会の開催に向けて、開催可否の協議が行われるが、主役である選手の声を聞いていただくような対応ができないか。

( 教育長答弁 )

各種大会の中止が続いている状況は、選手が部活動の成果を発揮する機会を失うばかりでなく、今後の本県体育スポーツの充実、発展へも大きな影響を及ぼすものと考えております。

県教育委員会といたしましては、アスリートファーストの観点から、選手の思いやアイデア等を、新しい生活様式の中での部活動の在り方や、全国大会をはじめ各種大会に反映できるよう、県高等学校体育連盟等と連携して取り組んでいきたいと考えております。

**中村 泰輔 議員**

新型コロナウイルス感染症による休校措置時のオンライン授業への姿勢

( 1 ) 第2波到来時の小・中学校におけるオンライン授業実現への県の意志とオンライン授業対応の判断を支援する市町統一のガイドライン策定について伺いたい。

( 教育長答弁 )

第2波が到来した場合、小中学校においては、前回の経験を生かし、まずは、学習プリ



ントを用いた課題や分散登校等により対応していくものと考えております。このような取組にオンライン授業を組み合わせることで、生活状況の把握や家庭学習の支援等をさらに充実させることができるものと考えており、可能な取組から着手する必要があると捉えております。

県による市町統一のガイドラインの策定について御提案いただきましたが、現時点におけるオンライン授業の実施に当たっては、各市町における感染者の発生状況、家庭や地域のネットワーク環境、さらには学校の状況等、様々な要因をきめ細かに勘案することが必要であると考えております。そのため、オンライン授業の進め方については、学校に身近な各市町教育委員会が判断することが望ましく、県としての統一したガイドラインを策定することは難しいものと考えております。

県教育委員会といたしましては、各市町が適切に判断し、実施可能な取組に着手していくことができるよう、県内外における先進事例や実施方法等を積極的に情報提供し、市町の取組を支援してまいります。

なお、御提案いただいたガイドラインを含めたオンライン教育の推進につきましては、今後設置を予定しております市町教育委員会、学識経験者等を入れた協議会の中でも検討してまいりたいと考えております。

(2) 県立高校休校時のオンライン授業による授業推進について伺いたい。

(教育長答弁)

県立高校において、再度、臨時休業を行う場合は、まず分散登校など可能な限り登校日を設定して教員から生徒への対面での授業を行うことを考えております。さらに、生徒が登校しなくても授業内容の一部を進められるように、家庭でインターネットを利用して、教員等から配信された学習動画を視聴したり、テレビ会議システム等を用いて質問したりすることができるよう、学校の実態に応じた準備を進めているところです。現在、「Teams」という会議ソフトのIDとパスワードを全県立学校の全教員、全生徒に配布したところがあります。なお、インターネットの環境に制限がある家庭が14.8%あることから、そのような家庭の生徒に対しては、動画をDVDで送付したり、登校させて学校のパソコンで学習させるなどの対応も考えられます。

今後、学校が休業となっても、学習の遅れを極力生じさせないよう、現状の環境の中で可能な対策を進めてまいります。

**山下 博史 議員**

福祉・教育行政について ～「教育現場における障害者理解の取組について」～

(1) 教育現場における障害者理解の取組について伺いたい。

(教育長答弁)

県教育委員会では、特別支援学校と小学校、中学校、高等学校等が行う「学校間交流」や、特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住地の小・中学校等において学習する「居住地校交流」など、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ「交流及び共同学習」を積極的に推進しております。

また、特別支援学校の分校や分教室を地域の小・中・高等学校内に設置することにより、日常の学校生活や行事等への参加を通じて、理解促進が図られているところです。

さらに、特別支援学級を設置している全ての小・中学校において「交流及び共同学習」を実施しており、身近な障害のある児童生徒と共に学ぶことで、早期からの共生社会の基盤づくりに努めております。

今後も障害のある子どもと障害のない子どもの交流を推進するとともに、人権教育や道徳教育等を通じて、障害者への理解・啓発に努めてまいりたいと考えております。

#### 麻生 隆 議員

教育行政に関して

(1) G I G A スクール構想について、本県の目指す考え方はどのようなものか伺いたい。

(教育長答弁)

G I G A スクール構想により、教育現場における I C T 環境の整備が飛躍的に進めば、児童生徒の学び方には大きな広がり生まれてまいります。全ての子どもたちの I C T を活用した学びを保障し、個々の興味・関心や学習進度に応じた学びを具現化するものとなります。また、非常時における学習支援にも有効であると考えております。

県教育委員会では、これまでに本県の教育現場で蓄積された教育実践と I C T 教育とを融合させながら、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図り、学習活動が一層、充実することを目指してまいります。

(2) I C T 教育を充実させるために、教職員の意識改革をどのように行うか伺いたい。

(教育長答弁)

I C T 教育の充実には、教職員の意識改革が不可欠であると考えています。そのための県教育委員会の役割は、I C T 教育に対する教職員の抵抗感を軽減させるとともに、可能性や必要性を実感させることだと考えます。

県教育委員会では、今年度から、教職員を対象とした研修会を計画的に開催することとしております。先進的な取組により他の模範となる学校の実践を紹介するとともに、教職員の I C T 活用力に応じた研修会やオンライン研修会などの工夫により、全ての教職員が I C T 教育に対して、積極的に取り組もうとする学校の風土づくりを目指してまいりたいと考えております。

**山田 博司 議員**

新型コロナウイルス等の感染症に対する医療体制等及び対策後の経済対策について

(1) 県立高校における空調設備の設置状況について伺いたい。

(教育長答弁)

普通教室に空調設備が設置されていない県立高校については、これまでも熱中症対策として、空調設備が設置されている特別教室等を利用してまいりました。

今回、新型コロナウイルス感染症対策のため、生徒の学習環境の充実を図ることを目的として、7校の17特別教室に空調設備を拡充して設置することとし、できるだけ早期に完了するよう作業を進めているところです。

**「予算決算委員会 文教厚生分科会」での教育委員会関係の主な概要**

**【議案】**

第96号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算(第4号)」のうち関係部分  
可決

第108号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算(第5号)」のうち関係部分  
可決

報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算(第10号)」  
のうち関係部分  
承認

・GIGAスクール生徒用端末等整備事業費について

(川崎祥司委員)

GIGAスクール構想における指導者側に求められる資質はなにか。

(義務教育課長)

教員の指導力は大きく4つあると言われている。1つは授業の前にICTを用いた教材を作成するなど事前の準備を進めていく力、2つ目は実際に授業場面でICTを活用しながら授業を進めていく力、3つ目は子どもたちにICT活用を指導する力、4つ目は情報活用の知識やマナーについて指導する力、このような力が必要だと言われている。

(川崎祥司委員)

それらの力を補うための教員の研修はあるのか。

(義務教育課長)

調査によれば、現在のところ長崎県の教員のICTを活用した授業の指導力は、全国平均程度の力を持っている状況である。ただし、今回は大きな変化であるので、今後いかに支援していくかが私たちの重要な役割だと考えている。例えばオンラインを用いて教員一人一人が受講できるような研修や、また、ICTを用いる能力等にも差があるので、教員の能力に応じた研修を開くことができないか等を検討しているところである。

(川崎祥司委員)

「GIGAスクール生徒用端末等整備事業」とあるが、指導者用パソコンに国庫補助はないのか。

(教育環境整備課長)

国の「GIGAスクール構想」については、指導者用パソコンは対象外であるが、2018～2022年度までの「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」で単年度1,805億円の地方財政措置が講じられており、その中で指導者用パソコンの地財措置がなされている。

(川崎祥司委員)

パソコン整備1,968台分117,490千円という高額な予算であるが、発注するにあたって、WTO案件になるのか。

(教育環境整備課長)

WTO案件である。

(川崎祥司委員)

地元企業が受注できるような工夫を行ってほしい。

(教育環境整備課長)

発注を地元企業に限定することはできないが、調達にあたっては、地元企業が入札に参加しやすいように学校を地区ごとに割り振り、地区ごとに発注するよう工夫したい。

(川崎祥司委員)

オンライン授業の促進とともに、教科書の在り方に課題はあるのか。

(義務教育課長)

教科書については、紙の教科書をすべての子ども達に配布することになっている。現在、新しい学習指導要領に沿った教科書が準備されており、小学校は本年度から、中学校では次年度から使用することになる。そのほとんどの教科書にはQRコードがついており、そのQRコードをかざすことで動画を見ることができ、英語の教科書では音声を聞くことが

できる。そのため、基本的には今の教科書を用いながら端末を使うことで子どもたちの学習は深まると考える。

(赤木幸仁委員)

遠隔学習用機器の整備2,094千円が予算計上されているが、具体的な整備内容を教えてほしい。

(教育環境整備課長)

まず、県立中学校3校にカメラ、三脚、マイク、スピーカー、変換型アダプタ等を3組ずつ計9組整備予定である。また、マイク機能付きウェブカメラを県立中学校に48台、特別支援学校に40台整備する予定であり、既存のパソコンにこのマイク機能付きウェブカメラを付けることにより、双方向の通信機能の充実を図りたいと考えている。

(赤木幸仁委員)

今回の整備で学校側は足りるということか。

(教育環境整備課長)

整備数については、各学校にヒアリングを行っており、足りるものと考えている。

(松本洋介委員)

パソコンが児童生徒に届くのはいつか。

(教育環境整備課長)

予算成立後、すぐに発注に取り掛かれるように既に仕様書の準備を進めているところである。今回の発注がWTO案件になり、40日間の公告期間を設けるため、入札が9月上旬になる。その後、5、6か月の納入期間がかかる見込みであり、来年2月までには児童生徒に届けることを目指している。

(松本洋介委員)

端末が整備されるだけでは十分ではなく、どのように活用していくかが重要であると考えが、今後の活用について、どのように考えているか。

(高校教育課長)

いかに教員が整備された端末を使いこなせるようになるかが成功のカギであると考えており、当該活用力の向上のため、本課の指導主事が県立中学校3校を訪問し教員研修を行う予定である。

(特別支援教育課長)

特別支援学校においては、H25年度からICT機器を活用した効果的な学習についての研究に取り組んできているところであり、加えて、各学校のICT機器活用を推進する

リーダーを育成するための研修会や、教育センターでの研修を通して、教員の専門性の向上を図っているところである。また、障害種に応じた活用事例などをまとめているところであり、そういった事例を周知しながら、有効な活用を図ってまいりたい。

・学校給食推進費について

(外間雅広委員)

学校給食推進費について説明いただきたい。

(体育保健課長)

学校給食納入業者への対応に係る経費を計上している。第96号議案の2,397千円は、3月の臨時休業に伴う業者の収入減に対する補助であり、文部科学省の補助金を活用する。第108号議案の2,025千円は、4月以降、業者が安定して事業を継続するための支援金であり、地方創生臨時交付金を活用することとなっている。

(外間雅広委員)

事業対象者はだれか。

(体育保健課長)

予算を計上しているのは、県立学校への給食納入業者であるが、事業は市町も対象となっている。したがって、各市町においても、それぞれで検討がなされ、判断されるものと認識している。

・児童生徒の学力向上のための非常勤講師等配置支援事業費について

(堀江ひとみ委員)

県内の小中学校で夏休みはどのように短縮されるのか。

(義務教育課長)

1町を除いた市町で夏休みを短縮することになっている。多くの市町が7月中に授業を実施し、休業状況に応じて8月の末に5日間程度実施する市町もある。また、給食の有無についても各市町で異なる。

(堀江ひとみ委員)

コロナの影響による学びの保障として、夏季休業中に授業を行う体制をどうするのかということになると思うが、今回、補正予算で計上している学力向上対策事業費は夏季休業中の対策ということなのか。中身を教えてほしい。

(義務教育課人事管理監)

臨時休業に伴う夏季休業における授業実施や消毒作業など、感染症対策に対応するための人的体制を強化することを目的としている。具体的には、講師等を派遣することも含ま

れており、追加ということで全市町に周知をしたところ、3市町が希望した。他の市町は当初から配置している支援員等で休業中の支援も行っている。

(堀江ひとみ委員)

一般質問の中で、授業の遅れについては今後の取組で対応できるとのことであったが、3市町分だけの予算計上で、きめ細やかに対応し、詰め込むことなく、子どもの学力に応じた対応ができるのか。

(義務教育課長)

4月から5月であれば、7日から15日程度の休業期間と、各市町で異なる状況であるが、特にその時期はほとんどの学校で運動会が実施される時期であり、運動会の練習時間や運動会の時間を除くと、授業の欠けた部分は実際には半分程度になるかと考えている。そのため、夏季休業中の授業日設定で本県の学力の向上を改善できると考えている。また、補正予算で答えた内容だが、今回の制度は講師も含め申請できるが、本県で申請があっているのは、学習支援員とスクールサポートスタッフのみのため、新たな講師の配置とはなっていない。

(松本洋介委員)

学力向上のための非常勤講師等配置支援事業について、全て国庫にもかかわらず、3市町で399万円とニーズが少なかったようだが、他の市町は十分足りているという認識でいいのか。また、全て国庫は今回限りで、今後はこういった制度はないのか。

(義務教育課人事管理監)

夏季休業中の雇用期間が短かったり、従事者を探すことが非常に難しかったりといったところでの判断ではないかと考えている。今後の国の動きはどうなるかわからないが、今回は夏季休業中のコロナ対策としての措置ということで考えている。

(松本洋介委員)

休校により学習の遅れがあるお子さんは県内にたくさんいると思うが、そうになると教員の負担も増える。今後もティームティーチングで人材が足りないのであれば市町と連携して、どれだけ人が足りないのか、どうやって体制を整えていくのか検討する必要があるかと思うが今後の考えを教えてください。

(義務教育課人事管理監)

人材不足については私たちも危機感を持っているので、市町教育委員会とも連携しながら人材確保の努力をしていきたい。

・**県立学校「学びの保障」推進事業費について**

(松本洋介委員)

事業概要に「各学校が迅速かつ柔軟に、感染症対策や学習保障等の取組みを行うための経費」とあるが、各学校が何に使うかは自由に決めてよいということか。

(教育環境整備課長)

各学校の判断で決めていただくように考えている。

(松本洋介委員)

補足説明資料の想定される整備内容に「扇風機(サーキュレーター)」とあるが、必要な台数が確保できるのか。

(教育環境整備課長)

換気については、サーキュレーターで換気することが有効な手段であると思うが、全国的に品薄になる可能性もある。その場合は、文科省の指導の中に、教室の廊下側の窓を開け、対角線上に換気をすることが有効であるとされているので、ソフト面についても、各学校にお願いしたいと考えている。

#### **「文教厚生委員会」での教育委員会関係の主な質疑応答**

##### **【陳情審査】**

陳情番号28「要望書」(松浦市)

陳情番号32「令和3年度 県の施策等に関する重点要望事項」(佐世保市)

陳情番号39「新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書」(長崎県町村会)

陳情番号40「令和3年度 国政・県政に対する要望書」(長崎県町村会)

陳情番号45「長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する  
陳情書」(養生所を考える会)

・陳情番号40「令和3年度 国政・県政に対する要望書」(長崎県町村会)

(川崎祥司委員)

陳情の中に「在籍校から通級指導教室設置校まで週数回の指導を受けるために通うことが児童生徒及び保護者の大きな負担となっており、負担の大きさから指導をあきらめざるを得ない児童生徒も存在する現状にある」とあるが、実態について尋ねたい。

(義務教育課人事管理監)

毎年40教室の新設の要望があっており、6から7教室新設している状況である。要望に対して対応ができていない部分もあるが、毎年度、状況を勘案しながら措置をしている。過去5年間を見ても、国の加配措置については60ほど増えており、現在190であるため、保護者や児童生徒の実態を勘案しながら措置していきたい。



**【議案外】**

**次期長崎県総合計画素案骨子について**

**・ふるさと教育について**

(松本洋介委員)

人口流失を防ぎ県内定着を図るために、ふるさと教育が重要であるが、現計画の5年間の取組の中で足りなかったのはどういったところか。また、次の5年間で今後足りなかったところをどのように修正して取り組んでいくのか、認識についてお尋ねしたい。

(高校教育課長)

ふるさと教育については、各学校の実態に応じて地域との関わりを持ちながら実施をしており、平成30年度から「ふるさとの未来を担う高校生育成事業」において、毎年度6校、3年間で18校を研究指定し、地元の行政機関や事業所等と連携した地域課題解決型学習に取り組んでいる。

併せて、ふるさと教育においては、地元のことを「知る」だけでなく、「探究」するという視点が非常に大事であるため、今後は地域を学びのフィールドとしながら、地域に出かけて行き、地域の課題を発見し、関係機関と協力しながら解決できる人材の育成に努めてまいりたい。

(義務教育課長)

小中学校においては、人口減少のことを頭に置きながら取り組んだふるさと教育、キャリア教育というものが「ふるさとを活性化するキャリア教育充実事業」であり、昨年度から着手した段階である。昨年度県内6中学校を指定して、実際に子供たちが地域の課題に向き合って、自分たちの力で地域の課題を解決していくという学習に取り組み始めている。私どもとしては、今までのふるさとへの愛着や誇りではなく、このようなさらに一歩進んだふるさとを担う力を育成していきたいと思っているところである。昨年度1年間だけの取組ではあるが、大変大きな成果がでているのでこの取組を県内へ広めていきたいと考えている。

**・県学力調査、全国学力・学習状況調査について**

(堀江ひとみ委員)

県学力調査と全国学力・学習状況調査について、チャレンジ2020では「体系的・総合的な学力向上対策の推進」とあるが、次期長崎県総合計画素案骨子では、「体系的・総合的」という言葉が無くなっている。何か意図があるのか。

(義務教育課長)

文言の整理で体系的・総合的という言葉は削っているが、中身としては変わらず、学力調査に基づき、そこを検証軸としながら学力向上の取組を進めている。

(堀江ひとみ委員)

学力テストについては、子どもを数値では測れないという批判等を保護者や現場関係者からよく聞く。そうした声も踏まえた上で長崎県としては学力調査が基準であるということと今後を進めるということか。見解を教えてください。

(義務教育課長)

学力調査の内容はこれからの子どもたちの学習が主体的・対話的で深い学びになっていくことを目指しているものであり、子どもたちの学校での学習を受け身的なものではなく、より主体的にしていくための学習指導の在り方のメッセージだと捉えている。そのため、学力調査を活用しながら教員の授業を変えていくこと、また、それに伴って子どもたちの学力を高めていくこと、このことは今後も続けて大切にしていきたいと考えている。

### 新型コロナウイルス感染症対策について

#### ・学校の長期休業明けにおける児童生徒の心のケアについて

(松本洋介委員)

学校が4月から6月中旬までに児童生徒から受けた相談件数が265件あったと聞いている。相談の内容について教えてください。

(児童生徒支援課長)

学校における感染のリスクについての相談が一番多く、学習面に関する不安、生活習慣の乱れ等に関する相談が主なものである。その他に、家庭での過ごし方や登校しづりに関する相談もあった。

(松本洋介委員)

家庭内のことに関する悩みについては、専門機関へつなぐなど、スクールソーシャルワーカーの支援が必要であるこの時期、スクールソーシャルワーカーとして具体的にどのような対応をしているのか教えてください。

(児童生徒支援課長)

学校の長期休業に伴うスクールソーシャルワーカーの対応として、管轄する全ての小・中学校を訪問したり、スーパーバイザーがスクールソーシャルワーカーの配置先を訪問して助言指導や援助を行っている。今後とも、教職員と連携しながら、児童生徒の心のケアに努めたい。

(松本洋介委員)

スクールソーシャルワーカーの重要性に鑑み、未配置校への対応や予算措置に関する国への要望など、今後も必要な措置を講じてほしい。

#### ・少人数学級の実現について

(堀江ひとみ委員)

新型コロナウイルス感染から子どもと教職員の命と健康を守ることが学校現場の中で重要な課題となっている。40人の学級・教室で安全安心かという観点、子どもの学力の問題ということからも日本教育学会が提案する10万人の先生を増やすというのは、一つの案ではないかと思うが、このことについて見解があれば教えていただきたい。

(教職員課長)

定数改善の考え方としましては、教職員の配置に要する経費は、全国の教育水準の維持向上のために、国が負担すべきであるとの考えのもと、複雑・多様化する教育課題に長期的・安定的に対応できるよう新たな定数改善計画の策定を国に対して要望を行ってきているところである。

引き続き定数改善計画につきましては、機会をとらえてこれからも要望をしていきたい。

(堀江ひとみ委員)

国に対して少人数学級の実現についてこれまで以上に強く求めていただきたいとこの機会に要望しておきたい。

#### ・学習の遅れについて

(中山功委員)

前年度3月からの一斉休校による授業の遅れは何日程度になるのか。

(高校教育課長)

高等学校については4～5月で15日程度である。現在、学校行事の精選等を行いながら、遅れた分を補っているところであり、授業時間が足りない分については、夏季休業中に授業日を設定し、さらに補完をしていく。

3月は高校入試や卒業式、球技大会等の行事が多くあったため、実際に授業日が欠けた日は多くはない。3月にできなかった授業については、次の学年で行っている場合や、教科によっては、次の学年で学ぶ分野と合わせて授業を行っている場合もある。

(義務教育課長)

3月から5月において、市町では22日間から29日間の休業を行っている。ただし、3月は最も行事等が行われている時期であるので、教科の授業時数としては半数程度になるのではないかと考えている。そのことも含め、市町教育委員会では行事の見直しと夏季休業日の設定で十分に遅れを取り戻せると判断している。また、私どもも同様の判断をしている。

(中山功委員)

現時点で具体的にどの程度遅れているのか。

( 高校教育課長 )

高等学校においては、5月の中間考査を中止し2、3日分の授業日を確保している。また、高総体が中止になったため4日間を授業に充て、加えて放課後や土日の補習により補完をしている。休業日が多い学校では20日程度の授業日が欠けているが、現状のまま推移すれば夏季休業中に授業日を設定することで十分追いつく見込みである。

( 義務教育課長 )

本課の職員が学校に行き、授業の様子を観察しているところであるが、授業進度としては、例年と変わらなかったり、5～10時間程度の授業の遅れであったりと、あまり大きな遅れはないと捉えている。

( 中山功委員 )

今年度から小学校で新学習指導要領が全面実施されており、授業を大きく変える必要があるが、主体的で対話的な深い学びをこのような中でどのように進めていくのか。

( 義務教育課長 )

本年度から小学校で新しい学習指導要領が全面実施されており、次年度から中学校で全面実施される。現在、感染防止に留意しながら授業を進めていくということは大変難しい状況であるが、改めて新しい学習指導要領が目指す教育の方向性は、その重要性が明らかになっている。例えば、主体的に学ぶということという点では、子ども達が長い休業期間中に主体的に学ぶことができているのか、そういったものの問い直しが今学校では行われている。また、対話的な学びという点では、今どうしても子ども同士で話をするというのが難しい状況があるので、その分各学校が工夫をしながら、文字に書きながら対話をして、学習を深めるなどの工夫が行われている。この新しい学習指導要領の実現に向けては、これからも各学校の話を聞きながら進めていく必要があると考えている。私も来週から各地区の校長会でこの学習指導要領の実現に向け、今できることを進めていこうと話したいと思っている。

#### ・ 学校行事の考え方について

( 赤木幸仁委員 )

いろいろな行事を削ることで学力の保障を図っているところであると思うが、運動会や文化祭、修学旅行等は行う予定か。

( 義務教育課長 )

学校行事というのは子どもたちを大きく育てる教育活動の一つだと捉えている。もちろん、このことは学校の教職員も十分理解した上で現在取組を進めている。例えば運動会については、例年通り春の実施はできなくても、9月や10月に半日程度に短縮した形で実施するなど今できる取組が考えられている。修学旅行においても6月まではすべて延期と

いう状況であったが、これについても可能な行先、内容についても感染の恐れをできるだけ低減させながら、8月ぐらいから徐々に始まることになっている。学校も当然例年通りとはいかないが、何とかできるような形で子どもたちのために学校行事を進めようと工夫をしているところである。

(赤木幸仁委員)

修学旅行のバスについては、密にならないように1台だったのを2台にしたりするなどのために、補助はあるのか、無いのであれば保護者の負担増になるのか。

(義務教育課長)

修学旅行のバスについては、現在学校が業者と話をしながら、密にならないようにどうするか、宿舍等も含めて検討しているところである。その部分の予算措置が各市町で実際にやっていけるのかどうか、また、もしくは他の部分を削りながら学校の中で予算を組み替えていくのか、現在議論されているところだと思うが、新たに追加負担として保護者に求めるようなことはないと考えている。

#### ・高等学校入学者選抜について

(川崎祥司委員)

高等学校入学者選抜における第2波に対する備えをどのように考えているか。

(高校教育課長)

現在、市町教育委員会に試験範囲の削減について照会中であり、今月末までに提出される回答結果を見て、試験範囲の削減の必要性の有無、削減する場合どの分野を削減するのか等について7月中に方針を示したい。

公平性を担保し、受験生が安心して入試に臨めるよう、市町教育委員会の意見も十分に踏まえて対応してまいりたい。

#### ・今後の各種大会の開催について

(下条博文委員)

今後、各種大会の開催可否を決定するにあたり、選手である生徒の声を聴いていただきたいが、具体的にどのような取組を考えているのか。

(体育保健課体育指導監)

県のWebアンケートシステム等を活用し、生徒の思いやアイデア等を広く聴取し、新しい生活様式の中での、持続可能な部活動の在り方や、各種大会の運営方法などにも反映できるよう努めてまいりたい。